

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省令	○財務省
発行	振替	額最低	払込額	発行	発行	用振替	の法律項及	發行名稱	件等を次	国債の發行	
行価	單位	額面金	額金	方法	方法	法項の適	の根柢	号及び記	十四年と	等に關する	
格	日	位	金	額	法	適	そ	拠記	年と	に告示	第三百三十四号
錢額	平	す額の振	五百八	円額い募	振の以律社	条九特十利	月	第六	月	に告示する	三百三十四号
面成るの記	成	替	万七十	面に集替適	下へ平債第年別付	付	十	十条	十日	に告示する	。第六
金二。	整載法	額十一	金よ取機用	「平成一法回	、株式項	付	利	第十一	日	に告示する	三十
額十	數又の	五億	額る扱	「振替法」	計庫債券	付	利	第十	月	に告示する	四
百四	倍は規	円五	で發機	「十三年法律第	に債券	付	利	年	十	に告示する	。
円年	の記定	千	行關	七年法律第七	大	付	利	年	月	に告示する	。
に九	金錄に	四	日本銀	七十五号	臣	付	利	年	十	に告示する	。
つ月	額はよ	百	行によ	「う。」の規	城島	付	利	年	月	に告示する	。
き十	に、る	四	銀行と	定	正光	付	利	年	十	に告示する	。
百日	よ最振	百	募集とす	。その規	大藏	付	利	年	月	に告示する	。
六	る低替	七	の取扱	定。その規			利	年	十	に告示する	。
十五	も額口	十一	五千	。その規			利	年	月	に告示する	。
	の面座	万	万	定。			利	年	十	に告示する	。
	と金簿	千	三				利	年	月	に告示する	。

の経利
払過
込利
み子率

(一) 年

○
るす出額
。るしに各
期た加募
日金額集、取
に額に次
払を扱機
い第の機
込十算関
む八式は
も号に、
のによ払
と規り込
す定算金

(二)

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{82}{365}$$

規下は払し払平
定、期た期成る税人にの法す国をかのれ中れに
す次そが金と二こ率が当算入る債乗ら算るのる係發
る号の銀額し十とを適該式で者をじ當式も口もる行
期及翌行を、四が乗用非にあが發した該にの座の所に時におい
日び営休支次年でじを居よ場非行金額によつて得
に第業業払の十きた受住り合居時（に算てが
つ十日日う算二る金け者算に住にた百出は又振源、
い五にに。式月。額る又出は者おだ百出は又振源、
て号支当たに二を所はし、又いし分し、は替泉そ
同に払ただよ十控得外た前はて、のた前記口徵の
じ。おうるしり日除税國金記外取当二金記録座収利
いへと、算をすの法額(一)國得該十額(一)さ簿さ子

初期利子

額面金額
 $\times \frac{0.8}{100} \times \frac{82}{365}$
規下は払し払平
定、期た期成る税人にの法す国をかのれ中れに
す次そが金と二こ率が当算入る債乗ら算るのる係發
る号の銀額し十とを適該式で者をじ當式も口もる行
期及翌行を、四が乗用非にあが發した該にの座の所に時におい
日び営休支次年でじを居よ場非行金額によつて得
に第業業払の十きた受住り合居時（に算てが
つ十日日う算二る金け者算に住にた百出は又振源、
い五にに。式月。額る又出は者おだ百出は又振源、
て号支当たに二を所はし、又いし分し、は替泉そ
同に払ただよ十控得外た前はて、のた前記口徵の
じ。おうるしり日除税國金記外取当二金記録座収利
いへと、算をすの法額(一)國得該十額(一)さ簿さ子

十
八
十
七
十
六
五
十
四

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
額
償
還
期
限
後
の
利
子
以

平
成
二
十
四
年
九
月
十
日
日
額
本
銀
三
行
百
四
年
円
に
六
つ
月
き
百
十
円
額
面
成
金
子
額
利
利
十
を
そ
支
の
て
、
支
行
十
支
の
年
月
う
以
。前
六
月
各
百
月
間
る
利
を
を
利
金
、
六
月
し
し
、及
び
十
月
支
十
月
期
月
に
属
二
す
お
い
年
月
と
日
日
以
し
日
、及
び
十
月
支
十
月
期
月
に
属
二
す
お
毎
年
月
と
日
以
し
日
、及
び
十
月
支
十
月
間
払
二
月
に
期
月
屬
二
す
お
後
の
利
子
以